

名古屋港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和7年2月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 27 年 10 月 名古屋港審議会
- ・平成 27 年 12 月 交通政策審議会第 61 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和 2 年 1 月 名古屋港審議会
- ・令和 3 年 1 月 名古屋港審議会
- ・令和 3 年 3 月 名古屋港審議会
- ・令和 5 年 1 月 名古屋港審議会
- ・令和 6 年 1 月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 公共埠頭計画	2
2 土地造成及び土地利用計画	3

変更理由

既存施設の老朽化に対応するため、内港地区において、公共埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 公共埠頭計画

既存施設の老朽化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

[公共埠頭計画]

内港地区

(昭和ふ頭)

水深 7.3 m 岸壁 2 バース 延長 240 m

[既設の変更計画] W 40、41

埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 7.3 m 岸壁 2 バース 延長 240 m

埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 土地造成及び土地利用計画

既存施設の老朽化に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	交流厚生地	工業用地	都市機能地	交通機能地	危険物取扱い施設用地	緑地	合計
内港地区	(1) 1								(1) 1

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

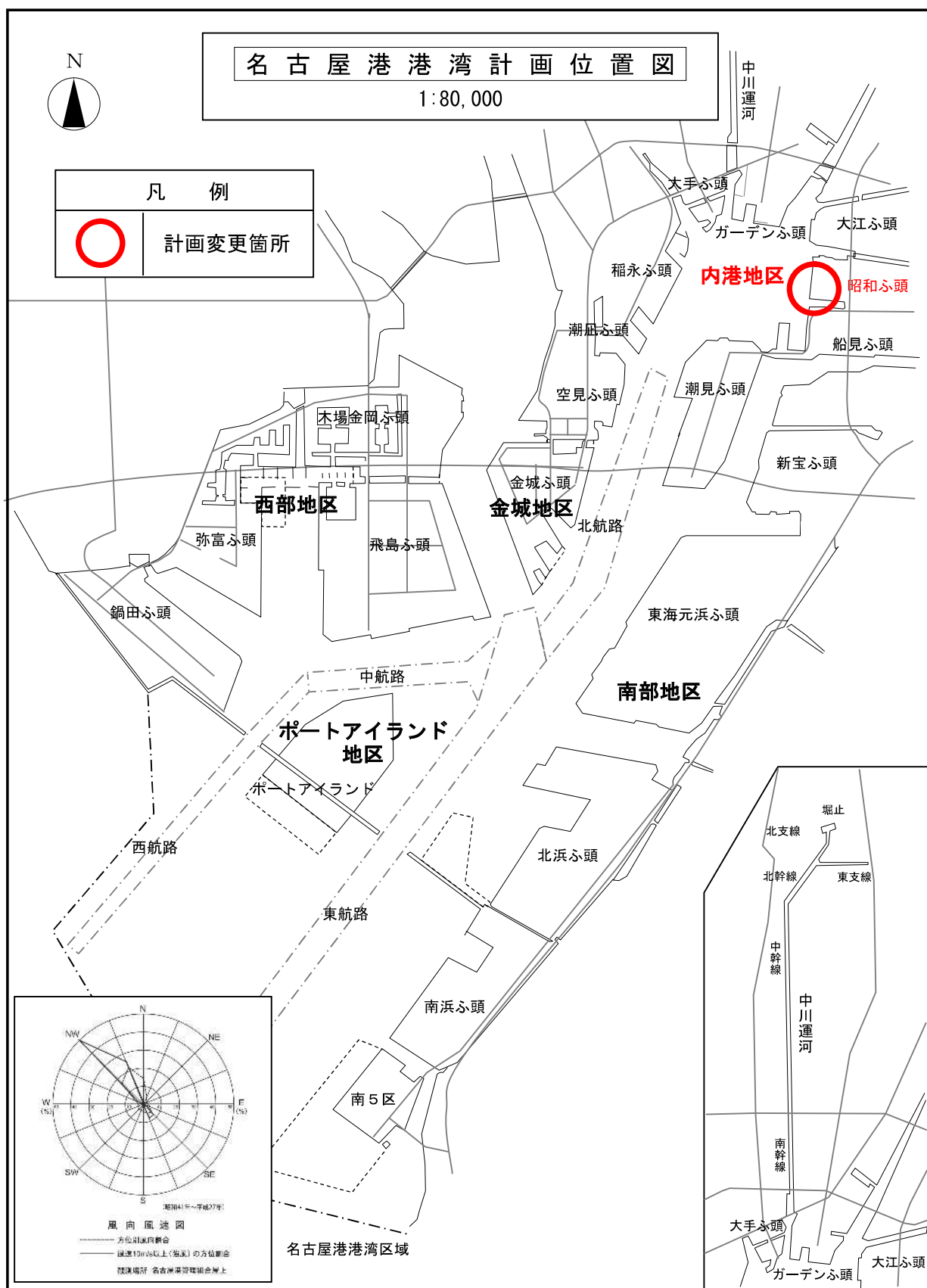
(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	交流厚生地	工業用地	都市機能地	交通機能地	危険物取扱い施設用地	緑地	合計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(18) 43	(155) 155	(41) 51	(659) 708

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

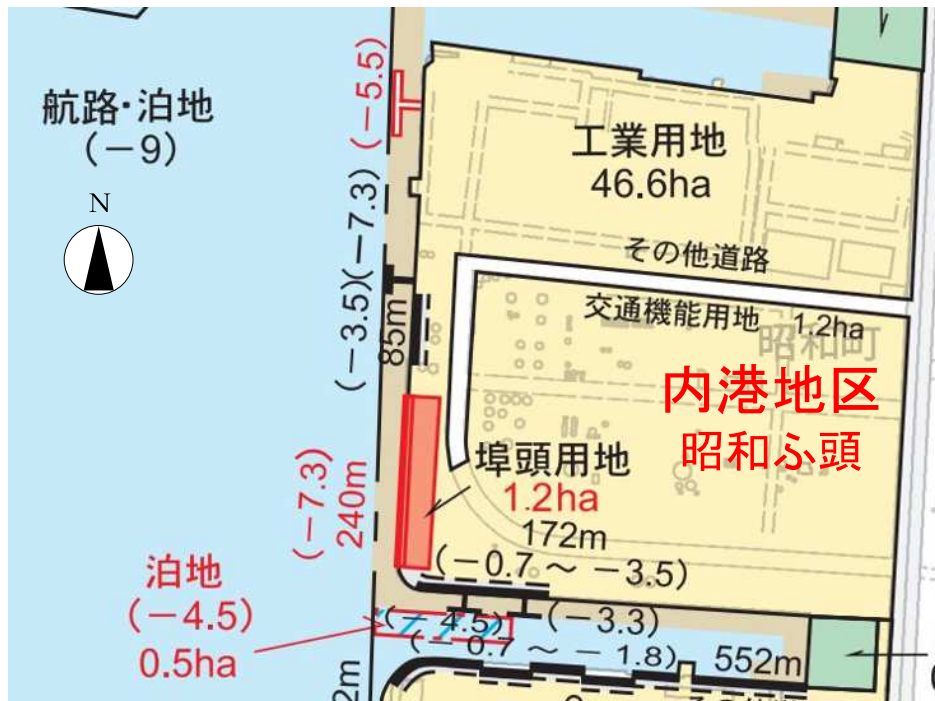
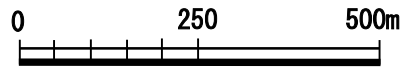
注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



名古屋港港湾計画図（内港地区）

1:10,000



凡 例

	専用ドルフィン (既定計画)		緑 地 (既 設)
	航 路 ・ 泊 地 (既定計画)		交 通 機 能 用 地 (既 設)
	公 共 岸 壁 (今回計画)		そ の 他 の 用 地 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 設)		海 岸 保 全 区 域 (参 考)
	埠 頭 用 地 (今回計画)		